２０２５年　　月　　日

令和５年（う）第８５０号
強要未遂被告事件

加茂生コン事件の無罪判決を求める要請署名

労働組合活動を犯罪扱いする暴挙は許されません

大阪高等裁判所　第３刑事部 御中

御庁係属の頭書事件は、２０１８年１１月、株式会社村田建材（営業上の称号は加茂生コン。以下、加茂生コン）で働く日々雇用労働者が、残業代の支払いや正社員化など労働条件改善を要求するため関生支部に加入したことが発端でした。加茂生コンは団体交渉を拒否したうえ、子どもを保育園に預けるために必要な就労証明書の交付も拒否しました。就労証明書は自治体作成の書類に社印を押すだけで会社の費用負担は一切ありません。関生支部加入以前は加茂生コンも４年つづけて交付していました。団交拒否も就労証明書交付の拒否も組合を排除するため以外の動機や目的はありえません。

組合に加入したことや組合活動をしたことを理由とした不利益扱いや、団交拒否を禁じた労働組合法違反の不当労働行為だとして関生支部が抗議したのも当然です。ところが、２０１９年６月、その抗議活動が「強要」だとして、京都府警組織犯罪対策課が組合役員らを逮捕、起訴したのが「加茂生コン事件」です。

使用者の団結権侵害に対する抗議行動など正当な組合活動を犯罪扱いする警察と検察の暴挙は、憲法２８条が保障する労働基本権がなかった時代への逆行を意味します。すべての労働者と労働組合に対する重大な挑戦として、私たちはこれを許すことはできません。

貴裁判所におかれては毅然たる姿勢をもって無罪判決を出すよう要請します。

以上

お名前	おところ